

会議録

1 会議名

令和7年度第4回板倉区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

○諮問事項（公開）

- ・板倉保養センターの利用時間及び休館日の変更について

○報告事項（公開）

- ・公の施設の使用料等の見直しについて

○自主的な審議（公開）

- ・板倉区高齢者アンケートについて

○その他（公開）

3 開催日時

令和7年9月30日（火）午後6時00分から午後7時00分まで

4 開催場所

板倉区総合事務所 2階 201・202会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）

- ・委員：小林会長、植木副会長、秋山委員、新井委員、小川委員、釜田委員、清水委員、庄山委員、中澤委員、深石委員、藤原委員、南委員
- ・事務局：板倉区総合事務所 宮下所長、小林次長、名倉次長、高橋建設グループ長、佐藤産業グループ長、長谷川市民生活・福祉グループ長、丸山教育・文化グループ長、千葉地域振興班長、山寄主任、宮澤主事、観光振興課 青柳副課長、資産活用課 戸松副課長、藤野主事

8 発言の内容（要旨）

【小林次長】

- ・会議の開会を宣言

【小林会長】

- ・挨拶

【小林会長】

- ・条例第8条2項の規定により、半数以上の委員の出席を確認。会議の成立を報告。
- ・会議録の確認を秋山委員に依頼。

では、3諮問事項、板倉保養センターの利用時間及び休館日の変更について、事務局から説明をお願いしたい。

【佐藤産業グループ長】

- ・資料1に基づいて説明

【庄山委員】

地元の寺野地区の皆さんにはしっかりと説明してもらいたい。

人材確保が困難という理由で週休2日制にすることだが、どれだけの効果があるか疑問である。

【佐藤産業グループ長】

昨年11月から指定管理者とのヒアリングを複数回、実施している。先ほども説明した通り、今回は現状と条例が乖離していることから、現状に合わせるために条例改正を行うものである。人材確保という点では、働き方改革や最低賃金が引上がっていることも含めて、働く側から選ばれる雇用条件でないと人材が集まらないという現場の苦しい状況がある。指定管理者からもしっかりと話を伺った上での対応である。

【庄山委員】

資料1の1ページに記載された「人材確保が困難」という項目の中に「多くの従業員を確保する必要がある」という言葉が記載されているが、何か違和感がある。

【佐藤産業グループ長】

売り手市場の昨今、募集をかけても、雇用条件がよくないとなかなか人材が集まらないといった現場の話をよく聞く。指定管理者からは「料理人」の確保は大変苦労したとのことで、採用してもそれで安心できず、雇用条件に満足がいかないとすぐに辞職してしまうため、雇用の候補者は複数確保できるのが一番理想的のことである。

【庄山委員】

「処遇改善によって人材を確保する」といった言葉が入らないといけないと思うのだが。

【佐藤産業グループ長】

雇用に当たっての条件や処遇等は、指定管理者が自ら判断して運営することであり、市では直接関与していない。あくまで市は条例において、休館日や利用時間等を明示しているのみである。雇用人数、勤務の時間帯などは指定管理者が決めていくものの、従業員が働きやすい雇用環境となるよう、指定管理者に意見を聞いた上で、今回の条例案を策定している。

【藤原委員】

従業員の勤務形態はどうなっているのか。勤務時間が減るわけなので、時給制だとすると給与が減る。処遇改善にはならないのではないか。

【佐藤グループ長】

指定管理者とのヒアリング結果や意見に基づき条例案を策定しているものの、指定管理者が実際に現場で行っている勤務形態については、今手元に資料がないため正確にお答えできない。指定管理者に確認して別途回答させてもらいたい。

【藤原委員】

処遇改善になればいいが逆にならない場合もあり、休館日が増えることで勤務時間が減り、時給制だと給与が減るという話になる。余計に求職者が集まらなくなるのではないか。本当に営業時間だけが理由で人材が確保できないのか、きちんと指定管理者に話を聞かないといけないのではないか。

【青柳観光振興課副課長】

市の各施設では、現状、なるべく多くの職員を抱えないで、パートタイマーの方を入れながら、非常に圧縮した形で運営していただいているという状況である。なかなか週休2日の確保は難しいが、その背景には雇用が確保できないことがある。今回の改正で休みが増え勤務時間が減ることによって、かえって待遇が低下するのではないかという心配だが、今回の取組みは、現状カツカツで働いている従業員の勤務形態を少し緩やかにすることによって、休みを取得しやすくし、従業員を確保できるような体制にしていきたいというところからスタートしているので、かえって待遇が悪くなるというようなことはないとご理解いただきたい。

【清水委員】

週休2日になれば年間の休日の日数は確保できると思うが、常に休館日である火曜日と水曜日だけではなくて、土曜日や日曜日も休みたいという従業員もいるはずである。その点でみれば、週休2日制を導入しても、求職者は集まらないのではないか。

【青柳観光振興課副課長】

温浴施設という施設の特性をみて、土曜日、日曜日の休みが取りづらいという部分があるので、子育て世代の方などに敬遠されることはあると思う。雇用に関してこのような不利な条件がある中で、さらにシフトが非常に厳しくなかなか休みも取れないという状況であるため、これを週休2日制にすることによって、待遇は一定程度の改善が期待できる。とは言え、土日祝日に休むことは、施設の特性上どうしても難しいので、勤務シフトを工夫調整する中で、月に何回か土曜日、日曜日に休みが取れるというような体制に持っていきたいと考えている。

【清水委員】

そうなると、なおさら募集をかけても人材が集まらないと思う。

【藤原委員】

人件費を安くしたいということは見当がつくが、逆に求職者が集まらないという結果にならないよう、指定管理者とよく話をさせていただきたい。

【小林会長】

指定管理者であるネクストリゾート上越の雇用形態が変わり、待遇は改善されるのではと私は判断するが、市からも指定管理者への指導をしっかりしていただきたい。

【青柳観光振興課副課長】

今回の条例改正に当たっては、施設の現状を踏まえ、指定管理者から意見を聞く中で進めてきたものである。指定管理者からも従業員の待遇を改善したいという思いで意見をいただいている。当然のことながら、従業員がより働きやすくなるよう待遇が改善される方向に向かっていきたいと考えているのでご理解いただきたい。

【新井委員】

最低賃金が改正される中で、指定管理者は市からの委託料でやりくりしていると思う。市からは強く言えないと思うが、例えば、夜勤の賃金についてアドバイスをしたり、また市からも経営面で補助するといった意気込みを見せたりしないと、待遇改善にはつながらないのではないか。

【青柳観光振興課副課長】

指定管理委託料の算定については、従業員の昇給など人件費が増大しているという状況を踏まえて、委託料を設定させていただいている。施設からは、月ごとの収支もいただいており、個別にこの従業員を昇給させた方がいいのではないかというような話はしていないが、指定管理者とは、この額なら運営できるというような相互折合がついた状態で委託契約を締結している。今後、当初契約を結んだ状況が変わり、指定管理者から意見を聞く中で、委託料の見直しを行う必要があると判断できる場合はやらないといけないと思っている。

【植木副会長】

今まで冬シーズンは営業していない日もあった。今後も燃料費の高騰は目に見えて分かっている。除雪費用も上がる。人件費についても上がつてもらわないと困るが、何でも値上がりするとなると施設の利用が遠のいてしまう状況になると思う。冬場を閉館にして従業員が失業保険をもらえるのであればそれでもいいと思うし、市もいろいろな形態を柔軟に考えて、入浴料金を常識的な金額に設定してもらわな

ければ、誰も利用しなくなってしまう。

【小林会長】

今回の改正は、休館日の拡大等により、指定管理者であるネクストリゾート上越の従業員の働き方改革にもつながるメリットがある。今まで冬期間休業というリスクがあったわけだが、そういう面からも改善が期待できる。したがって、板倉区の住民生活のサービス低下にはならないと判断されるので、板倉区地域協議会としてはそのように答申をさせていただきたい。

それでは採決を採る。

(採決)

挙手により賛成多数のため、板倉区の住民生活に支障はないと答申する。答申書の文言については、正副会長の一任としてよいか。

(意義なし)

続いて、4の報告事項、公の施設の使用料等の見直しについて、事務局から説明をお願いしたい。

【戸松資産活用課副課長】

- ・追加資料1、追加資料2に基づき説明

【庄山委員】

P P Pで取組んでいる施設はあるか。

【戸松資産活用課副課長】

かつて、上越市民プラザはP F I制度を使って作った施設ではあるが、今現在ではない。

【庄山委員】

今後もないのか。

【戸松資産活用課副課長】

P P PやP F Iについては、職員が様々な研修会に参加しながら、上越市で導入できるか常に研究している。今後もないということはない。

【庄山委員】

今、板倉農業環境改善センターを利用している。子どもたちと一緒に無料で使わせてもらっているが、それも来年から使用料を払わないといけないということか。

【戸松資産活用課副課長】

減免についても見直し中ではあるが、令和8年4月からの改定というわけではなく、少し時間をかけて考えていきたい。

【庄山委員】

これまでと変わらないということか。

【戸松資産活用課副課長】

令和9年からの改定を目指して検討中だが、まだ明確に決まったという状況ではない。

【佐藤産業グループ長】

続いて、板倉保養センターの利用料金の変更について説明をさせていただく。

・資料2に基づき説明

関連する事項として、引き続き、令和6年度の「板倉保養センター」と「ゑしんの里記念館」における市及び指定管理者の収支状況等について報告をさせていただく。

・資料3-1、3-2に基づき説明

【新井委員】

ゑしんの里記念館の施設内で雨漏りしているという話は聞いているか。

【佐藤産業グループ長】

承知している。予算の関係も含めて、現在対応中である。

【藤原委員】

資料2に記載された板倉保養センターの利用料金の上限額について、高すぎるのではないか。

【佐藤産業グループ長】

上限額の検討については、市単独で行った訳でなく、指定管理者と相談して決め

たものである。連休やお盆、年末年始などのハイシーズンにおいて、弾力的に価格設定に対応できる余力を持たせた額として設定した。

【清水委員】

今後、施設は週休2日制を導入することになることから、従業員の働き方を配慮しつつ、土曜日、日曜日については、めりはりをつけて営業してもらいたい。

【佐藤産業グループ長】

いただいた意見を指定管理者へ伝えたい。

【小林会長】

続いて、5 自主的な審議、板倉区高齢者アンケートについて、事務局から説明をお願いする。

【千葉地域振興班長】

高齢者アンケートについては、前回ご承認いただき、その後、健康福祉部会でさらに話合いを重ねてアンケートを完成させ、事務局で確認したのちに、資料5のとおり50町内会、226人分のアンケートを配付した。今後、部会で集計し分析した上で、年内には委員の皆さんにお知らせする予定である。

【小林会長】

質問や意見はあるか。

(なし)

【小林会長】

6 その他、事務局から何かあるか。

【小林次長】

・住民ワークショップと成果報告会について

【千葉地域振興班長】

・次の地域協議会について

【小林会長】

以上で予定した議題を全て終了する。

【植木副会長】

・閉会の挨拶

【小林次長】

これで、第4回板倉区地域協議会を終了する。

9 問合せ先

板倉区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 0255-78-2141 (内線123)

MAIL : itakura-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。